

仕 様 書

| | |
|-------------|--|
| 1. 業務名 | 船橋市公園を活用した健康づくり事業 |
| 2. 業務実施場所 | 市内公園等 |
| 3. 業務実施期間 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
| 4. 業務の目的 | 市民が身近な公園で手軽に出来る運動習慣を身につけ、自主的な健康づくりが推進されることを目的とする。 |
| 5. 業務内容 | 市民組織等、健康づくりに関する活動を行う団体が、市内公園等において健康づくりメニューを実施する。 |
| 6. 業務実施方法 | <p>①事業実施にあたっては、新規団体については2週間前まで、継続団体については前年度末までに計画書を地域保健課に提出すること。</p> <p>②計画書の内容に基づいて実施すること。</p> <p>③原則月2回以上、市内公園等において定期的に事業を実施すること。但し、天候不良等によりやむを得ず実施が困難であった場合はこの限りではない。</p> <p>④事業参加者に対して、健康づくりメニューは無償で提供すること。</p> <p>⑤活動時間内はのぼり旗を掲げ、周知を図ること。</p> |
| 7. 業務の報告 | 事業を実施した団体は、事業終了後翌月10日までに実施報告書および請求書を月毎に地域保健課に提出すること。 |
| 8. 支払方法 | <p>①月払いとする。</p> <p>②事業を実施した団体は、事業終了後翌月10日までに請求書により市長に請求する。</p> <p>③市長は、支払請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めた場合は請求書を受理してから30日以内に委託料(1か所一月あたり5,000円)を支払うものとする。</p> |
| 9. 委託料の対象経費 | 健康づくりメニューの提供に係る消耗品等に使用するものとする。 |